（二）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合

・大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合

・暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

（三）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。

・感染症の予防のための調査に応じるとき。

・児童虐待のおそれのある家庭情報を児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

（四）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して外務省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提供する場合

・承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

なお、外務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第五　個人情報の取得に関する義務

一　適正な取得【法第十七条関係】

外務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）

・本人をだましてその個人情報を取得すること。

・第三者提供の制限（第七の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

二　取得時の利用目的の通知又は公表【法第十八条第一項関係】

外務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（例）

・電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合

・個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合

・個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

三　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第十八条第二項関係】

外務省関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、二の規定（法第十八条第一項）に基づいて、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する。

・面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。

・ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

四　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第十八条第四項関係】

次に掲げる場合については、二、三及び第四の二（二）の規定（法第十八条第一項から第三項まで）は適用しない。

（一）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

（二）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより外務省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・新規開発部門が収集した情報の種類が明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合

・暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

（三）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

（四）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（例）

・今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合

・着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

第六　個人データの管理に関する義務

一　データ内容の正確性の確保【法第十九条関係】

外務省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

二　安全管理措置【法第二十条関係】

外務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、外務省関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。